

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	児玉郡神川町大字新里字精進場四 二八番六地先から同郡同町大字新 里字精進場四一八番七地先まで	区 間
一〇・八〇) 一八・五〇	一〇・八〇) 一一・七〇	敷地の幅員 (メートル)
	三九・五〇	延 長 (メートル)
	バス停周辺整備工事による。	備 考